

令和5年12月

太田市議会定例会議案

(その2)

## 目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	議案第131号	令和5年度太田市一般会計補正予算（第6号）について	1 (別冊)
2	議案第132号	令和5年度太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	
3	議案第133号	令和5年度太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）について	
4	議案第134号	太田市一般職の職員の給与に関する条例及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	2
5	議案第135号	市長等の給与に関する条例の一部改正について	11
6	議案第136号	太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	13
7	議案第137号	太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	15
8	議案第138号	太田市国民健康保険税条例の一部改正について	18

議案第131号 令和5年度太田市一般会計補正予算（第6号）について 別冊

議案第132号 令和5年度太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について 別冊

議案第133号 令和5年度太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）について 別冊

## 議案第134号

太田市一般職の職員の給与に関する条例及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

太田市一般職の職員の給与に関する条例及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月18日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市一般職の職員の給与に関する条例及び太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 太田市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年太田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100）」を「100分の105）」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「10

0分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）  
行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	

49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600					
95		296,200	344,100					
96		296,600	344,500					
97		296,800	344,700					
98		297,100	345,100					
99		297,500	345,500					
100		297,900	345,800					
101		298,100	346,100					
102		298,400	346,500					
103		298,800	346,900					
104		299,100	347,300					
105		299,300	347,800					
106		299,600	348,200					

	107		300,000	348,600					
	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、消防職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、教育職員を除く。

別表第2（第4条関係）  
消防職給料表

（単位：円）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700

28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200
29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500
30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200
31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800
32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400
33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900	
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200	
72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400	
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600	
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900	
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200	
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500	
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700	
78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000	
79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300	
80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600	
81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800	
82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100	
83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400	
84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700	
85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900	



86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600		
87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900		
88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100		
89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300		
90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600		
91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900		
92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100		
93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300		
94	302,300	325,900	351,900	385,300				
95	303,400	327,200	353,400	385,900				
96	304,700	328,500	354,800	386,400				
97	305,800	329,700	356,100	386,800				
98	307,000	331,000	357,300	387,200				
99	308,200	332,200	358,400	387,800				
100	309,400	333,400	359,600	388,300				
101	310,500	334,800	360,700	388,700				
102	311,500	335,700	361,800	389,200				
103	312,500	336,700	362,900	389,800				
104	313,500	337,800	364,000	390,300				
105	314,300	338,900	365,200	390,600				
106	314,900	340,000	365,700	391,000				
107	315,500	341,000	366,300	391,500				
108	316,100	342,000	366,900	391,800				
109	316,600	343,200	367,500	392,100				
110	317,100	344,200	368,000	392,600				
111	317,500	345,200	368,500	393,100				
112	318,000	346,100	369,000	393,600				
113	318,800	347,000	369,400	393,900				
114	319,500	347,900	369,800	394,400				
115	320,200	348,900	370,400	394,900				
116	320,800	349,900	370,900	395,400				
117	321,400	350,900	371,300	395,700				
118	322,200	351,300	371,800	396,200				
119	322,900	351,900	372,400	396,700				
120	323,700	352,500	372,900	397,200				
121	324,300	352,800	373,100	397,600				
122	324,600	353,200	373,600	398,100				
123	325,100	353,700	374,100	398,500				
124	325,600	354,100	374,500	399,000				
125	325,900	354,500	375,000	399,400				
126		354,900	375,500					
127		355,400	376,000					
128		355,800	376,500					
129		356,200	376,800					
130		356,600	377,300					
131		357,000	377,800					
132		357,400	378,300					
133		357,600	378,600					
134		358,100	379,100					
135		358,500	379,500					
136		358,800	379,900					
137		359,100	380,200					
138		359,500	380,700					
139		360,000	381,200					
140		360,500	381,700					
141		360,800	382,000					
142		361,300						
143		361,800						

	144		362,300						
	145		362,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 太田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第15条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第16条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第16条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第16条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第30条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和5年太田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

(単位:円)

号給	給料月額
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第4条 太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の太田市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の太田市一般職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
（規則への委任）
- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案第135号

市長等の給与に関する条例の一部改正について  
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月18日提出

太田市長 清水 聖 義

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長等の給与に関する条例(平成17年太田市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長等の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末

手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第136号

太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部改正について

太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月18日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例

第1条 太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例（平成21年太田市条例第51号）の一部を次のように改正  
する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に  
改める。

第2条 太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に  
改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、  
令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の太田市議会の議員の議員報酬、費用  
弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」と

いう。) 第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



## 議案第137号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月18日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「フルタイム会計年度任用職員として採用された日の属する会計年度の4月1日において現に施行されている」を削る。

第10条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のフルタイム会

計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)であって、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第19条第2項中「報酬(第11条(第3項を除く。))の規定による報酬に限る。」を「月額で定める報酬」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 勤勉手当は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として規則で定める職員を含む。)であって、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で定める職員を除く。)のうち月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。

- 2 第10条の2第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と

あるのは、「月額で定める報酬の額」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項及び附則第5項において「改正後の条例」という。）第3条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例第10条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

### (太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 太田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年太田市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

### (給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

## 議案第138号

太田市国民健康保険税条例の一部改正について  
太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月18日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
太田市国民健康保険税条例（平成22年太田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第28条に次の1項を加える。

- 3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を

乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第29条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第29条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第31条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。